

平成 23 年 3 月 1 日

各 位

会社名 ばんせい山丸証券株式会社
代表者 代表取締役社長 村上豊彦

関東財務局による行政処分について

平成 23 年 2 月 22 日、当社に対する検査結果に基づき、証券取引等監視委員会から行政処分を求める勧告が行われておりましたが、本日、当社は関東財務局長より下記の内容の行政処分を受けましたのでお知らせいたします。

当社は、この度の行政処分を厳粛かつ重大に受け止め、深く反省するとともに、お客様、当社株主の皆様ならびに関係者の方々に、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

今後は、問題点の改善、経営管理態勢及び内部管理態勢の充実・強化に取組み、役職員一同全力で法令遵守意識を徹底し、再発防止ならびに信頼の回復に努めて参る所存であります。

なお、当社は、当該命令に基づき、今後の再発防止策のための業務改善報告書を、平成 23 年 4 月 1 日までに提出する予定ですが、その内容につきましては、改めてご報告申し上げます。

記

【行政処分の内容】

1. 業務停止命令

平成 23 年 3 月 7 日から平成 23 年 4 月 6 日までの間、有価証券の募集及び私募の取扱いに係る業務（当局が個別に認めたものを除く）を停止すること。

2. 業務改善命令

- (1) 誤解を生ぜしめるべき表示が行われた顧客に対して、正確な商品説明を行うとともに、顧客の意志を確認し、適切に対応すること。
- (2) 本件処分の内容について、全ての顧客に対して説明を行うこと。
- (3) 本件処分の原因となったもの以外の有価証券についても、類似の問題が存在しないか検証を行い、適切に対応すること。
- (4) 責任の所在の明確化を図るとともに、今後の金融商品取引業者としての業務運営のあり方を検討の上、適切な経営管理態勢及び内部管理態勢の構築を図ること。
- (5) 広範かつ集中的な研修の実施などにより、金融商品取引法における各種規制に係る十分な知識の習得を図り、法令遵守態勢を確立すること。
- (6) 上記(1)から(5)について、その対応・実施状況を平成 23 年 4 月 1 日までに書面で報告すること。

以上

お問合せ先（本件専用窓口） TEL03-5541-9107